

やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金交付要綱

制定 令和5年5月29日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 カーボンニュートラルの実現に向けた生産車両の電動化シフト等の急速な構造変化に対応するため、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が行う補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、電動化に対応した新技術・新製品等の創出及び自動車のライフサイクル全体での低炭素化を促進し、県内企業等の自動車産業への新規参入及び事業展開の拡大を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、自動車産業における新技術・新製品等の研究開発・実証試験又は自動車等生産工程の低炭素化に資する設備等の導入を行う「自動車産業イノベーション創出等促進事業」とする。

(補助事業の区分等)

第4条 補助事業は、内容に応じて電動化関連枠及び脱炭素関連枠の区分を設け、要件、補助限度額、補助率及び事業期間は別表1のとおりとする。

2 補助対象経費は別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 知事は、規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第7条 規則第8条第1項の規定により経費の配分に係る変更承認を受けようとする場合の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

- 2 規則第8条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

- 3 規則第8条第2項の規定により知事へ提出する書類は、別記第4号様式によらなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 別記第1号様式又は別記第2号様式の補助事業計画書中、経費支出内訳における補助事業に要する経費の配分のうち、各費目区分相互間で配分変更する場合であって、そのいずれか低い額の30パーセント以内の変更の場合。
- (2) 補助の目的、能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合。

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日又は規則第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、規則第11条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払等)

第10条 規則第12条の規定による通知に基づき補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記第6号様式を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第11条 規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第7号様式によらなければならない。

- 2 知事は、規則第18条第1項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

- 3 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 5 前項の取得財産管理台帳は、別記第8号様式によらなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書は、別記第9号様式によらなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の事業化)

第13条 電動化関連枠の補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。

(補助事業の事業状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の状況について、知事に事業状況報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の事業状況報告書は、別記第10号様式によらなければならない。

(知的財産権に関する届出)

第15条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第2項の規定による事業化活動状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	要件	補助限度額	補助率	事業期間
電動化関連枠	<p>電動化に対応した新技術・新製品の事業化が見込まれる先導的・先進的な研究開発・実証試験又は実証試験を行う事業であって、以下の要件を満たすもの。</p> <p>1 他の補助金等の交付を受けて行われる事業（交付の対象となる経費が重複するもの）でないこと。</p>	30,000 千円	1 / 2 以内	最長 3 年間
脱炭素関連枠	<p>自動車又は自動車部品の生産工程における低炭素化に資する事業であって、以下の要件をすべて満たすもの。</p> <p>1 以下のいずれかに該当する設備等の導入を行うものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上を伴いつつ、CO2 排出量削減に資する設備等 ・エネルギー使用量を可視化する設備等 <p>2 県内の事業所への設備等の導入であること。</p> <p>3 県内企業への取組の横展開を図るため、設備等の導入後、県の実施する取組事例の紹介に協力すること。</p> <p>4 他の補助金等の交付を受けて行われる事業（交付の対象となる経費が重複するもの）でないこと。</p>	10,000 千円	1 / 2 以内	1 年間

別表 2 (第 4 条関係)

1 電動化関連枠

費目	費目内訳	補助対象経費
人件費	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
	補助員人件費(賃金)	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
機器設備費	機械器具設置費	1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 2 機械装置又は工具器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費
共同研究費	共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費
委託費	委託料	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
事業費	謝金	研究開発において、専門家等からの技術指導を受ける際の専門家謝金
	旅費	1 専門家からの技術指導を受ける際の専門家旅費 2 研究開発における研究者等の旅費
	研修費	研究開発に関連する自動車関連分野の専門知識の習得や技術の向上を図るための研修会の開催等に要する経費
	役務費	1 研究に必要な機械装置の保守等に要する経費 2 研究開発に必要なデータの通信等に要する経費
	原材料費	1 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 2 実験、分析等を行うための材料等の購入に要する経費
	使用料及び賃借料	研究開発を実施する上で必要となる機器・装置等の使用料、会場借料等に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	消耗品費	事業を行うために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費
その他	その他	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの

2 脱炭素関連枠

費目	補助対象経費
機器設備費	自動車等生産工程の低炭素化に資する機器設備、ソフトウェア等の購入・導入、設置・設定に必要な経費
使用料及び賃借料	設備等を導入する上で必要となる機器・装置・ソフトウェア等を使用するために必要な経費
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
その他	設備等を導入する上で特に必要と認められるもの

別記
第1号様式（第5条関係）

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金交付申請書

自動車産業イノベーション創出等促進事業を下記のとおり行いますので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

2 事業区分（以下、該当枠に○印）

電動化関連枠・脱炭素関連枠

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（別紙1（補助事業計画書総括表）参照）

(1) 補助事業に要する経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金交付申請額	円

4 事業の内容及び補助事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

別紙2（補助事業計画書）のとおり

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 添付書類

(1) 別紙1（補助事業計画書総括表）
(2) 別紙2（補助事業計画書）
(3) 別紙3（補助事業に係る収支予算書）

補助事業計画書 総括表

事業の名称					
補助事業者					
概要					
事業区分 (該当枠に○印)	電動化関連枠・脱炭素関連枠				
事業実施体制					
事業期間					
補助申請額	(単位：千円)				
	区 分	年度	年度	年度	合計
	補助事業に要する経費				
	補助対象経費				
	補助金交付申請額				
事業の内容・ 目 標					
技術の新規 性・優位性					
事業化の 見 通 し	(電動化関連枠のみ記載)				
地域経済へ の波及効果					
そ の 他 特 記 事 項					

研究開発の
先導性・先進性

研究開発体制等

【体制図】

--

【構成メンバーの概要】

名 称	
事業概要	
主な役割	

【その他体制面での特徴等】

経 費 内 訳

【全体計画】

今年度の詳細は、別紙3（補助事業に係る収支予算書）のとおり。

（単位：千円）

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
年度			
年度			
年度			
合計			

■収入内訳

（単位：千円）

区 分	補助事業に 要する経費	資 金 内 訳		
		県補助金	自己資金	その他 (借入金等)
年度				
年度				
年度				
合計				

3 事業化の見通し

(1) 事業化する市場の動向分析

--

(2) 研究開発成果の事業化

【事業化のイメージ及び実現性】

製 品	
-----	--

【事業化までの工程】

計画内容	年度	年度	年度	年度

【事業化の効果】

区 分	年度	年度	年度	合計
売 上				
設 備 投 資				
雇 用				

【県内経済への波及効果】

(3) その他特記事項

--

補助事業計画書（脱炭素関連枠）

1 現状・課題

現	状

課	題

2 事業の内容

事業の目的・ 必要性	

事業の内容												
【工程表】												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
【事業内容・実施方法】												
【導入する設備等】												
(設置場所)												
〒												

期待される
効果

経費内訳

別紙3(補助事業に係る収支予算書)のとおり。

その他
特記事項

補助事業に係る収支予算書

1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
(1) 補助事業に要する経費		
(2) 補 助 対 象 経 費		
(3) 補助金交付申請額		

2 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	主な種別	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 交 付 申 請 額
年度						/
	小 計					
	小 計					
年 度 計						
年度						/
	小 計					
	小 計					
年 度 計						
年度						/
	小 計					
	小 計					
年 度 計						
合 計						

共同研究費説明書

1 共同研究費の概要

相手先	
内容	
経費	
期間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	種別	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
	小計						
	小計						
	小計						
	小計						
合計							

※共同研究開発の対象となる経費は、補助対象経費と同様。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった自動車産業イノベーション創出等促進事業の内容を下記のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（別紙1（補助事業計画書総括表（変更後））参照）

(1) 補助事業に要する経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金交付申請額	円

4 変更後の事業の内容及び補助事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

別紙2（補助事業計画書（変更後））のとおり

5 添付書類

当初交付申請時の添付書類に準ずる

（注）別紙1～4の様式は、当初交付申請時のものと同様。（表題に（変更後）を追加すること。）

変更内容

1 補助事業の内容（変更部分）

変 更 前	変 更 後

2 補助対象経費の配分

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費		補助対象経費		補助金交付申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
合 計						

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金
補助事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった
自動車産業イノベーション創出等促進事業について、下記のとおり事業を（中止・廃止）
したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

中止： 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止： 年 月 日

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金
補助事業遅延報告書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった
自動車産業イノベーション創出等促進事業について、下記のとおり事業に遅延が生じたの
で、山口県補助金等交付規則第8条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等の発生までに事業に要した経費
- 4 遅延等に対して講じる措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金実績報告書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった
自動車産業イノベーション創出等促進事業について、下記のとおり事業を完了（廃止）し
たので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により報告します。

記

1 事業完了（廃止）年月日

年 月 日

2 事業の成果

3 事業実績報告書

別紙1（事業実績報告書）のとおり

4 添付書類

- (1) 補助事業の内容を明らかにする書類
- (2) 補助事業の収支状況を明らかにする書類

事業実績報告書

1 補助事業の名称

--

2 補助事業者

--

3 補助事業の成果（総括）

--

4 補助事業の内容及び実績

【事業化の効果（採択年度以降、見込みを含む。）】 （単位：件数、千円、人）				
区 分	年度	年度	年度	合計
事業化件数				
売 上				
うち県内				
設 備 投 資				
うち県内				
雇 用				
うち県内				
※電動化関連枠のみ記載すること。 ※売上には有償サンプル等も含む。 ※「うち県内」欄には県内企業の売上、設備投資、雇用を記載する。				

※補助事業計画書の内容に添って、補助事業の実績を記載すること。

5 補助事業に係る収支状況

(1) 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
① 補助事業に要する経費		
② 補 助 対 象 経 費		
③ 補 助 金 交 付 申 請 額		

(2) 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	主な種別	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 交付申請額
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
合 計						

共同研究費説明書

1 共同研究費の概要

相手先	
内容	
経費	
期間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	種別	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
	小計						
	小計						
	小計						
	小計						
合計							

※共同研究開発の対象となる経費は、補助対象経費と同様。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金
（精算払・概算払）請求書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により額の確定（交付決定）のあった自動車産業イノベーション創出等促進事業について、やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

なお、交付決定通知書の内容及び条件は、すべてこれを了承します。

記

（精算払・概算払）請求金額 金 円也

（請求額算定表）

区 分	金 額 (円)
交 付 決 定 額	
補 助 金 の 確 定 額	
補 助 金 受 領 済 額	
今 回 の 請 求 額	
残 額	

（振込口座）

金 融 機 関 名	
預 金 口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (カタカナで記入)	

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった
自動車産業イノベーション創出等促進事業について、当該事業により取得した財産を下記
のとおり処分したいので、山口県補助金等交付規則第18条の規定により申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処 分 の 方 法

4 処 分 の 理 由

第8号様式（第11条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名 (取得年月日)	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	保管場所

(記載注意)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効果の増加価格が山口県補助金等交付規則第18条に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は（イ）原材料（ロ）構築物（ハ）機械装置・工具器具（ニ）無体財産権（知的財産権等）（ホ）その他とすること。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載のこと。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金に係る事業状況報告書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった
自動車産業イノベーション創出等促進事業について、やまぐち自動車産業電動化イノベ
ーション等促進補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり報告します。

事業状況報告書（電動化関連枠）

1 県内での事業化に向けた活動状況等

【活動状況】	
年 月	具 体 的 な 内 容
【今後の活動方針】	
【県内での事業化の目途】	

2 知的財産権の出願等の状況

出願番号	出願日	出願人	出願内容

3 事業化

(単位：百万円、人)

事業化内容 (主たる製品)						
年 度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
事業化件数						
売上	うち県内					
設備投資	うち県内					
雇用	うち県内					

※売上には有償サンプル等も含む。

※「うち県内」欄には県内企業の売上、設備投資、雇用を記載する。

事業状況報告書（脱炭素関連枠）

1 事業実施状況等

【事業実施状況】	
年 月	具 体 的 な 内 容

【事業実施による効果】

2 知的財産権の出願等の状況

出願番号	出願日	出願人	出願内容